

## 申告書は自分で作成してお早めに

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

受付期間/2月16日(火)~3月15日(月)まで

※還付申告書は2月15日(月)以前に提出することができます。

問合せ先/釧路税務署 ☎0154-31-5100

## 高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた分の額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

申請は役場町民サービス課保険年金係で受け付けています。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のどちらかがゼロ円の場合は対象となりません。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

問合せ先/後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

町民サービス課保険年金係 内線(523)

## 安心安全にスマートフォンを利用するために

ネットの危険から子どもを守るため、満18歳未満の子どもにスマートフォン等、インターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点に充分注意してください。

詳細については、内閣府のホームページを確認してください。

### ①適切にインターネットを利用する

知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。

### ②家庭のルールを作る

「いつまで」「どれくらい」など、子どもにも判断できるルールを作りましょう。

### ③フィルタリングなどを設定する

不用意に違法サイト等にアクセスしないよう、必ずフィルタリングを設定してください。

※総務省ホームページのトラブル事例集も活用してください(「総務省インターネットトラブル事例集」で検索)。

ホームページ/「内閣府 ネットの危険」で検索

問合せ先/内閣府青少年環境整備担当 ☎03-6257-1442

## 令和2年分の所得申告を受け付けします

所得税、町道民税、国保税などの所得申告が2月16日(火)から始まります。日程については、本号に同封するチラシをご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、手指消毒、検温に協力をお願いします。※例年、2月16日、26日、27日、28日は混雑します。

問合せ先/税務課税務係 内線(537)

## 町営住宅の入居者を募集

申込期間/2月1日(月)~2月10日(水)

申込資格/居住する住宅に困っていること、税金等に滞納がないこと、世帯全員の月額所得が基準内であることなど、条件があります。

申込方法/役場2階建設課と庶路支所に備え付けてある「町営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、次の①もしくは②の書類を添付して申し込みしてください。庶路支所でも申し込みすることができます。

①町内に居住する方/同居する全員の令和元年分の収入と所得が分かる書類(源泉徴収票など)

②町外に居住する方/同居する全員の住民票、所得証明書、納税証明書

入居時期/令和3年3月上旬予定

募集住宅/3LDKは3人以上、2LDKは2人以上、1LDKと3DKは単身で申し込みできます。

### ●橋北団地

①築S57年 2階3DK 2K1-5 家賃15,800円~

②築S57年 2階3DK 2K1-6 家賃15,800円~

### ●日の出団地

①築S54年 1階3DK 3F-38-4 家賃14,500円~

②築S55年 1階3DK 3F-39-4 家賃15,300円~

③築S55年 3階3DK 3F-39-9 家賃15,300円~

④築S55年 3階3DK 3F-39-11 家賃15,300円~

⑤築S56年 1階3DK 3F-40-4 家賃15,900円~

⑥築H 3年 2階3DK 3F-41-8 家賃19,100円~

⑦築H 3年 3階3DK 3F-41-11 家賃19,100円~

⑧築H 4年 2階3LDK HK-1-6 家賃21,500円~

⑨築H 4年 3階3LDK HK-1-11 家賃21,500円~

### ●共栄団地

①築H14年 2階3LDK KR-2-7 家賃27,400円~

### ●信和団地

①築S63年 3階3DK 3F-7-12 家賃18,200円~

②築H 2年 2階3DK 3F-9-7 家賃18,700円~

③築H 2年 3階3DK 3F-9-10 家賃18,700円~

※募集住宅については変更となる場合がありますので問い合わせください。

※月額家賃は収入基準により異なりますので問い合わせください。

問合せ先/建設課住宅管理係 内線(284)